

○周南市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額等を定める要綱

平成29年11月1日要綱第71号の3

改正

平成30年9月30日要綱第63号

平成31年3月31日要綱第35号

令和元年10月1日要綱第29号

令和3年3月30日要綱第37号

令和3年6月15日要綱第87号

令和4年9月30日要綱第114号

令和5年3月14日要綱第18号

令和6年4月1日要綱第72号

令和7年3月31日要綱第56号

令和7年7月30日要綱第88号

周南市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2に基づき、周南市が行う事業に要する費用の額等に關し必要な事項を定める。

(第1号事業に要する費用の額)

第2条 周南市が行う第1号事業（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総合事業訪問介護 別表第1に掲げる単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する単価のうち周南市の地域区分に応じた「訪問介護」の単価を乗じて得た額
- (2) 総合事業通所介護 別表第2に掲げる単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する単価のうち周南市の地域区分に応じた「通所介護」の単価を乗じて得た額
- (3) 自立支援訪問介護 1回当たり1,500円、初回加算1回当たり3,000円
- (4) 自立支援通所介護 1回当たり3,500円
- (5) 訪問型短期集中予防サービス 1回当たり40分から60分未満までの場合8,200円、1回当たり60分以上の場合9,700円、口腔・栄養指導加算1回当たり3,000円、地域資源連携加算1回当

たり5,000円 地域資源連携加算は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間適用するものとする。ただし、この期間は必要に応じて延長することができる。

(6) 通所型短期集中予防サービス 1回当たり7,000円、口腔・栄養指導加算1回当たり1,500円、地域資源連携加算1回当たり5,000円 地域資源連携加算は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間適用するものとする。ただし、この期間は必要に応じて延長することができる。

(7) 介護予防ケアマネジメント 別表第3に掲げる単位数に、厚生労働大臣が定める1単位の単価に規定する単価のうち周南市の地域区分に応じた「介護予防支援」の単価を乗じて得た額(第1号事業支給費の額)

第3条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算出して得た額に、100分の90を乗じて得た額とする。ただし、前条第5号から第7号までの規定に係る支給費の額は、100分の100を乗じて得た額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費については、前項の規定を適用する場合「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費については、第1項の規定を適用する場合「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(端数処理)

第4条 第2条及び前条の規定により得た額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(区分支給限度額)

第5条 区分支給限度額の対象となるサービスは、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年周南市要綱第71号の2)第3条第1項第1号アに規定する総合事業訪問介護及び同項第2号アに規定する総合事業通所介護とする。

2 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、5,032単位とする。ただし、事業対象者の心身状況により、市長が認めた場合は、支給限度額を10,531単位に変更することができる。

3 前項の規定により、区分支給限度額の変更が必要な場合において、事業対象者は、事業対象者の区分支給限度額変更申請書(別記様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その必要性を検討した上で変更の可

否を決定し、事業対象者の区分支給限度額変更（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
(新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価)
- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、第2条第1号、第2号及び第6号のサービスの費用の額の算定に用いる単位数は、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数とする。

附 則（平成30年9月30日要綱第63号）

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、改正後の周南市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額等を定める要綱第3条第2項及び第3項の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年3月31日要綱第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日要綱第29号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日要綱第37号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月15日要綱第87号）

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則（令和4年9月30日要綱第114号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日要綱第18号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要綱第72号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の周南市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の

額等を定める要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第1号事業について適用し、同日前に行った第1号事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日要綱第56号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月30日要綱第88号）

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総合事業訪問介護サービス費

	算定項目	合成単位数	
1	訪問型サービス費①	週1回程度利用の場合 1,176単位	
2	訪問型サービス費②	週2回程度利用の場合 2,349単位	
3	訪問型サービス費③	週2回を超える程度利用の場合 3,727単位	
4	高齢者虐待防止措置未実施減算	週1回程度利用の場合 12単位減算 週2回程度利用の場合 23単位減算 週2回を超える程度利用の場合 37単位減算	
5	業務継続計画未策定減算	週1回程度利用の場合 12単位減算 週2回程度利用の場合 23単位減算 週2回を超える程度利用の場合 37単位減算	
6	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の	上記①～③の各単位に90／100を乗じる 上記①～③の各単位に85／100を乗じる 上記①～③の各単位に88／100を乗じる

		場合	
7	特別地域加算		上記①～③の各単位に115／100を乗じる
8	中山間地域等における小規模事業所加算		上記①～③の各単位に110／100を乗じる
9	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		上記①～③の各単位に105／100を乗じる
10	初回加算		200単位加算
11	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（I）	100単位加算
		生活機能向上連携加算（II）	200単位加算
12	口腔連携強化加算（1回につき）		50単位加算
13	介護職員等 待遇改善加 算	(1) 介護職員等待遇改善加算（I）	所定単位数の245／1,000加算
		(2) 介護職員等待遇改善加算（II）	所定単位数の224／1,000加算
		(3) 介護職員等待遇改善加算（III）	所定単位数の182／1,000加算
		(4) 介護職員等待遇改善加算（IV）	所定単位数の145／1,000加算

*特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等待遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

*「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

*算定単位は全て1月当たりの単位数

別表第2（第2条関係）

総合事業通所介護サービス費

	算定項目			合成単位数
1	通所型サービス費①	事業対象者、要支援 1	週1回程度利用の場合	1,798単位
	通所型サービス費②	要支援2	週1回程度利用の場合	1,810単位
	通所型サービス費③	事業対象者、要支援 2	週2回程度利用の場合	3,621単位
2	定員超過の場合		上記①～③の各単位数に70／100を乗じる	

3	看護・介護職が欠員の場合	上記①～③の各単位数に70／100を乗じる	
4	高齢者虐待防止措置未実施減算	週 1回程度利用の場合	18単位減算
		週 2回程度利用の場合	36単位減算
5	業務継続計画未策定減算	週 1回程度利用の場合	18単位減算
		週 2回程度利用の場合	36単位減算
6	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	上記①～③の各単位数に105／100を乗じ る	
7	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	
8	栄養アセスメント加算	50単位加算	
9	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に総合事業通所介護を行う場 合	週 1回程度利用の場合	376単位減算
		週 2回程度利用の場合	752単位減算
10	事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	47単位減算	
11	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	
12	栄養改善加算	200単位加算	
13	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算（I）	150単位加算
		口腔機能向上加算（II）	160単位加算
14	一体的サービス提供加算	480単位加算	
15	サービス提供体制強化 加算	サービス提供体制強化加算（I）	週 1回程度利用の場合 88単位加算
		サービス提供体制強化加算（II）	週 2回程度利用の場合 176単位加算
		サービス提供体制強化加算（III）	週 1回程度利用の場合 72単位加算
		サービス提供体制強化加算（III）	週 2回程度利用の場合 144単位加算
		サービス提供体制強化加算（III）	週 1回程度利用の場合 24単位加算
16	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（I）	48単位加算
		生活機能向上連携加算（II）	100単位加算
17	口腔・栄養スクリーニング加算（1回につ き）	口腔・栄養スクリーニング加算（I）	20単位加算
		口腔・栄養スクリーニング加算（II）	5 単位加算

18	科学的介護推進体制加算		40単位加算
19 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の92／1,000加算	
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の90／1,000加算	
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の80／1,000加算	
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の64／1,000加算	

*中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に総合事業通所介護を行う場合、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

*事業所が送迎を行わない場合については、1（週1回程度利用の場合）を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、1（週2回程度利用の場合）を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

*算定単位は全て1月当たりの単位数

別表第3（第2条関係）

介護予防ケアマネジメントサービス費

	区分	合成単位数
1	介護予防ケアマネジメント費	442単位
	高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位
	業務継続計画未策定減算	434単位
	業務継続計画未策定減算	438単位
2	初回加算	300単位加算
3	委託連携加算	300単位加算

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第1号（第5条関係）

事業対象者の区分支給限度額変更申請書

（宛先）周南市長

年 月 日

市が実施するサービス・活動事業の利用において、次のとおり区分支給限度額を変更したいので申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
住所	周南市
被保険者番号	
変更理由	1. 退院直後で集中的にサービス利用をすることが自立支援につながると考えられるため。 2. 心身状況により、要支援2相当と考えられるため。
変更期間	プラン作成日から か月間
担当地域包括支援センター	
担当居宅介護支援事業所	
担当者	
添付資料	1. 利用者基本情報の写し 2. 要支援2相当と確認できる資料 3. ケアプラン原案の写し *変更理由1の場合、1及び3の添付資料が必要 *変更理由2の場合、2及び3の添付資料が必要

別記様式第2号（第5条関係）
別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

周南市長

印

事業対象者の区分支給限度額変更（決定・却下）通知書

年 月 日 付けで申請のありました事業対象者の区分支給限度額の変更について、下記のとおり変更を（決定・却下）しましたので、通知します。

記

1 決定

氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
住所	周南市
被保険者番号	
変更内容	区分支給限度額を10,531単位とする。
変更期間	プラン作成日から か月間

2 却下

（却下理由）